

三木町いじめ防止基本方針

はじめに

いじめは、児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な発達及び人格の形成に重大な悪影響を及ぼすとともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれのあるものである。また、その周囲にいる人たちまでもその渦中に巻き込み、生涯にわたって心に深い傷を負わすものである。

そこで、国の「いじめ防止対策推進法」「香川県いじめ防止基本方針」を受け、ここに「三木町いじめ防止基本方針」を策定し、いじめ防止のための対策を推進する。

第 1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題である。いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に進んで取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行わなければならない。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、町、学校、地域住民、家庭、その他の関係者の連携のもと、いじめの問題を克服することを目指して取り組まなければならない。

これらの基本方針にのっとり、町、教育委員会、学校と教職員、保護者及び地域住民等は相互に連携を図りつつ、それぞれの責任を自覚し、役割を果たすものとする。

保護者においては、子の教育について第一義的責任を有することから、児童生徒がいじめを行うことのないよう、家庭生活の中で指導するよう努めるもの

とする。もし、児童生徒がいじめを受けた場合には、適切にいじめから保護し、学校や教職員へ相談するとともに、町や教育委員会、学校や教職員等が講ずるいじめ防止等の措置に協力するよう努めるものとする。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

3 いじめの形態

いじめの形態は年々多様化しており、複雑化しているが、表面的・形式的なものではなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

4 いじめに対する基本的姿勢

（１）いじめの未然防止・早期発見・早期対応

いじめ対策の基本となるのは、「未然防止・早期発見・早期対応」である。

まずは、平素よりいじめを生まない土壌をつくることが重要である。さらに、児童生徒の豊かな情操や道徳心等の醸成に努め、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、児童生徒が安心でき、自己有用感を感じられる仲間づくりに努める。また、児童生徒がいじめを自分たちの問題として考えられるよう指導し、傍観者を生まない気運の醸成に努める。そして、保護者は子どもの教育について第一義的責任を有するものであって、子どもがいじめを行うことのないよう、必要な指導を行うよう努める。

次に、できるだけ早い段階で些細な兆候を見逃さないことが重要である。児童生徒のささいな変化に気付く力を高め、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあること、いじめは目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びを装って行われたりするなど、気付きにくく判断しにくい形で行われる場合もあることを認識する。また、日頃から、児童生徒が相談しやすいように努める、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、児童生徒が示す変化を見逃さないようにし、積極的にいじめを認知する。

さらに、迅速かつ丁寧な対応をすることが大切である。いじめを認知した場合には、いじめを受けた児童生徒を守り通すことを前提に、いじめを行った児童生徒には、その行為に対して毅然とした指導等を行う必要がある。このため、

学校は教職員全員の共通理解の下、保護者や関係機関の協力を得て組織的な対応に努める。また、保護者は学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努める。

(2) 教職員の資質能力の向上と専門的知識を有する者の派遣・活用

いじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教職員の資質能力の向上に努めるとともに、生徒指導に係る体制等の充実のために、心理や福祉等に関する専門的知識を有する者の派遣・活用等に努める。

(3) 地域や家庭との連携

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校と家庭、地域との連携が必要である。PTA や地域の関係団体と学校関係者がいじめの問題について協議する機会を設けたり学校運営協議会（コミュニティ・スクール）を活用したりし、学校が抱える課題を共有し、地域ぐるみで対応する仕組みづくりを推進する。

(4) 関係機関との連携

学校や教育委員会において、いじめに関係した児童生徒やその保護者への支援や指導等が困難な場合には、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等）との適切な連携が必要である。そのために、平素から連絡会議等に関係職員が積極的に参加し、情報共有体制を構築しておく等、関係機関はその役割と業務を正しく理解し、その役割に応じて、いじめ防止等のための連携を行う。

(5) 重大事態への対処

学校又は学校の設置者は、重大事態が発生した場合には、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うなど、その事態に適切に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に努める。

第2 いじめの防止等のための対策の内容

1 三木町における対策

(1) いじめ問題対策連絡協議会

いじめ防止等に関係する機関及び団体との連携を図るため、「三木町いじめ問題対策連絡協議会」を設置し、その会員には、青少年育成三木町民会議の役員をもって充てることとする。

(2) いじめの防止等の対策を実効的に行う組織の設置

教育委員会の附属機関として、「三木町いじめ対策委員会」を設置し、いじめ防止等のための対策を実効的に行う。対策委員会の構成員は、警察、学識経験者、心理や福祉の専門的知識及び経験を有する者等で組織し、公平性・中立性が確保されるようにする。

(3) 学校におけるいじめの防止

家庭や地域社会と連携しながら、学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育を推進するほか、いじめを行う者や傍観者を生まない集団づくりをめざして、県が行う「いじめゼロサミットへの積極的参加の呼びかけや「いじめゼロ月間」における各校の児童生徒のいじめ防止に対する意識向上を図る。

(4) いじめの早期発見のための措置

いじめを早期に発見するため、教職員の資質能力の向上に努めるほか、スクールカウンセラー等の専門家の活用を推進するとともに、県教育センターや法務局、県警本部等多様な相談窓口を活用できるよう周知する。

(5) 専門的知識を有する者の活用

生徒指導に係る体制等の支援を得るため、元警察官等からなるスクールサポートチームやスクールカウンセラー等の心理や福祉の専門家、道徳教育の充実や規範意識の醸成を図るための講師（いのちのせんせい、非行防止教室等の講師）を積極的に活用するよう促す。

(6) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

インターネットを通じて行われるいじめを防止するため、児童生徒及び保護者に対して情報モラルの指導や啓発を徹底し、その防止と速やかな対応ができるよう、県警サイバー対策室と連携し、情報共有や効果的な体制を整備する。

(7) 啓発活動

いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談窓口等について広報・啓発活動を行う。また、多くの大人が児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、児童生徒がいじめを行うことのないよう、家庭や地域社会との連携に努める。さらに、いじめの未然防止に向けて、幼児教育においても、発達段階に応じて幼児が他の幼児と関わる中で相手を尊重する気持ちを持って行動できるよう、取組を促す。

（８）関係機関等との連携等

いじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童生徒等に対する指導又はその保護者に対する助言、その他のいじめの防止等のための対策が適切に行われるよう、関係機関等との連携を図る。

（９）いじめの防止等のための対策の調査等

いじめの状況及びいじめの防止等のための対策の実施状況等について把握し、今後の取組の充実に資するため、県が行う「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」を活用する。

２ 学校における対策

（１）学校いじめ防止基本方針

① 学校いじめ防止基本方針の策定

各学校は、国の基本方針及び県・町の基本方針を踏まえ、自校におけるいじめの防止等に組織的に取り組むため、いじめ防止に対する基本的な方針や具体的対策を盛り込んだ「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」）を策定する。

② 児童生徒・保護者、関係機関等への説明

学校基本方針については、学校だよりや各学校のホームページ上等で公開するとともに、その内容を、入学時や各年度の開始時に、PTA総会や学級懇談会等の機会を活用して、児童生徒・保護者、関係機関等に積極的に周知する。

③ 学校評価による検証改善

学校基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付け、学校におけるいじめの防止等のための取組を、PDCAサイクルに基づいて見直す。その際、保護者、地域住民、関係機関等の意見を聞くなど、具体的ないじめ防止等の対策に係る連携に努める。

（２）いじめ防止等の対策のための組織

各学校は、いじめの未然防止、早期発見、早期対応、学校基本方針に基づく各種取組を実効的に行うため、複数の教職員及びスクールカウンセラー並びに必要な応じて専門的知識を有する者等により構成されるいじめ防止等の対策のための中核となる校内組織（以下、「学校いじめ対策組織」）を置く。

(3) いじめの防止等に関する措置

① いじめの未然防止

ア 道徳教育及び体験活動

いじめの防止や生命尊重等に向けて、道徳教育や体験活動等を推進するとともに、学校生活や授業の中で、全ての児童生徒が安心して活動し、自己有用感や成長を感じることができるように努める。

イ 児童生徒の主体的な活動と学校体制づくり

学級活動や児童会・生徒会活動等の特別活動において、児童生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動を支援し、いじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させる等、いじめを行う者や傍観者を生まない集団づくりに努める。特にいじめについて考える「強調月間」等においては、積極的に行うよう促す。また、各校の教職員が児童生徒と真剣に向き合い、いじめの防止等に適切に取り組める学校体制づくりに努める。

ウ 保護者との連携

いじめの防止等に関する学校の取組について保護者への啓発に努めるとともに、いじめの防止等に向けて、保護者との連携を図る。

エ 特に配慮が必要な児童生徒への対応

特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

オ 関係機関や地域社会との連携

関係機関の役割と業務を理解した上で、いじめの防止等に向けて、関係機関や地域社会との連携を図る。

② いじめの早期発見

ア 日常的な観察・情報共有等

すべての教職員が、児童生徒の表情や行動を平素からしっかりと観察し、普段から積極的に声をかけることで、児童生徒の日々の学校生活や友人関係等の実態把握に努める。

イ アンケートの実施

いじめの実態を把握するため、定期的なアンケート調査を実施する。調査の結果や日々の実態把握を教職員相互で情報交換し、各学年団や職員会議等で情報の共有に努める。

ウ 相談体制に係る情報の周知及び教育相談の実施

児童生徒の悩みを積極的に受け止めるため、教育相談を定期的に実施し、児童生徒が自分の考えや思いを話しやすい体制づくりを構築する。周知に当たっては、いじめの解決につながった事例を示すなど、児童生徒に自ら周囲に援助を求めることの重要性を理解させる。

エ 児童生徒からの相談に対する迅速な対応

児童生徒が自らＳＯＳを発信することやいじめの情報を教職員に報告することは、児童生徒にとって多大な勇気を要することであることを理解し、児童生徒からの相談に対しては、必ず教職員等が迅速に対応することを徹底する。

オ 保護者との信頼関係の構築

保護者が教職員に相談しやすい環境づくりに配慮し、安心して相談できる信頼関係の構築に努める。

③ いじめに対する措置

いじめの事実があると思われるときは、特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込むことなく、速やかに、学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげる。学校いじめ対策組織において情報共有を行った後は、速やかに双方の児童生徒から別々に聴取し、事実関係を確認する。その際、周囲にいる児童生徒からも聴取し、事実関係を確認の上、組織的に対応方針を決定し、全教職員の共通理解のもと、いじめられた児童生徒を守り通す体制を徹底させる。

加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。また、各教職員は、その対応方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておく必要がある。

双方の保護者に説明する場を設け、いじめ再発防止に向けての方針を毅然とした態度で説明をする。

いじめが犯罪行為として考えられる場合や児童生徒の生命、心身又は財産まで危険が及ぶ可能性があるとは判断したときには、速やかに学校警察連

絡制度を利用し、警察に相談する。

④ いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、「①いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること（相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする）」「②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと」の少なくとも2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察するよう努める。

⑤ 教職員の資質能力の向上

いじめは教職員が気付きにくい形で行われることに留意し、児童生徒のわずかな変化を敏感に察知できるよう、心理や福祉の専門家を活用するなど、いじめの防止等についての校内研修等を推進する。

⑥ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる等、児童生徒に対してパソコンや携帯等の情報モラル教育に関する指導を行うとともに、保護者への啓発に向け、関係機関との連携を図る。

⑦ 学校評価における留意事項

学校評価を行うに際して、いじめの問題を取り扱う場合には、いじめの有無やその多寡を評価するのではなく、積極的にいじめを認知することによる適切な対応を肯定的に評価するなど、いじめの防止等のための適切な取組について評価するよう留意する。

3 重大事案への対処

いじめにより、生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合や、いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるような場合の重大事案を認知した際は、速やかに三木町教育委員会又は学

校の下に調査のための組織を設け、事実関係を明確にするための調査を行う。調査は教育的配慮に基づき、児童生徒の人権や個人情報保護等に十分留意して行い、その結果は三木町教育委員会を通じて町長へ報告する。

なお、重大事案に係る調査委員の選任については、香川県教育委員会が選任している候補者の中から事案内容に応じて活用し、機動的に調査を行えるようにする。

重大事態の調査結果について報告を受けた町長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、調査結果について再調査を行うことができる。再調査のための町長の附属機関として、三木町いじめ問題再調査委員会を設ける。

調査を行ったときは、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、この調査に係る重大事態の事実関係等の必要な情報を、教育的配慮をした上で適切に提供する。また、調査によって確認された事実関係等は、関係する児童生徒や保護者への継続的支援、指導、助言等に活用するとともに、同種の事案発生の防止に努めるために活用するよう配慮する。

4 香川県教育委員会等との連携

三木町教育委員会は、学校におけるいじめの防止等のための対策について香川県教育委員会等と連携を図りながら取り組み、三木町教育委員会に対して、いじめの防止等に関する指導・助言を得る。

5 関係機関等の役割と対策

(1) 高松法務局

いじめを含めた人権問題について、専用相談電話「子どもの人権 110 番」や「インターネット人権相談受付窓口（SOS-eメール）」の設置、「子どもの人権SOSミニレター」の配布を通じて、児童生徒が相談しやすい体制を取る。

そして、相談等を受けて、いじめの疑いのある事案を認知した場合には、必要な調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じる。

また、インターネット上のいじめに係る書き込みについて、児童生徒又はその保護者から相談を受けた場合には、事案に応じ、その削除依頼の方法を助言するほか、削除要請等を行う。

(2) 香川県警察

平成 16 年度から実施している「香川県学校・警察相互連絡制度」等を活用し、学校と警察との連携を図るとともに、学校におけるいじめの問題については、教育上の配慮等の観点から、一義的には教育現場における対応を尊重しつ

つも、犯罪行為（触法行為を含む。）がある場合には、いじめを受けた児童生徒や保護者等の意向や学校における対応状況等を踏まえながら、警察としての対応を行う。特に、いじめを受けた児童生徒の生命・身体の安全が脅かされているような重大事案がある場合は、捜査、補導等の措置を適切に講じる。また、「スクールサポーター」を学校に派遣し、教職員への助言や、いじめの防止を主眼とした非行防止教室の開催等を行う。

（３）香川県子ども女性相談センター

いじめの問題について、児童生徒や保護者、学校等からの相談を受けた場合には、家庭環境や生活歴、発達段階、性格や行動特性などについて専門的な調査を行い、関係機関と連携しながら援助を行う。必要な場合には、児童生徒を一時的に保護したり、児童福祉施設に入所させたりするなどの措置を行う。

（４）香川県臨床心理士会、香川スクールソーシャルワーカー協会

研修会を定期的に行い、グループワークや体験学習を通じた、いじめを生まない土壌をつくるための集団づくりや、いじめを受けた児童生徒又はその保護者、いじめを行った児童生徒又は保護者に対して専門的な立場からの支援や助言を行うことができるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの養成に努める。

（５）香川県ＰＴＡ連絡協議会

日頃から子どもと共に過ごす時間や会話を大切に、子どもの変化を見逃さないようにするとともに、家庭において社会や集団のルールや物事の善悪について、きちんと話し合う機会を設けるよう努める。また、ＰＴＡとして学校や地域社会等と連携し、いじめの防止等のための対策に取り組む。

第３ その他

この基本方針は、より実効性に高い取組を実施するため、必要に応じて見直しを行う。